

令和3年度第1回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和3年4月5日（月）  
午後1時30分～午後2時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 24人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎  
委 員 1番 熊南 昭浩 2番 山崎 修  
3番 西田 清範 4番 田中 輝男  
5番 森 悦雄 6番 古川 一治  
7番 古田 茂 8番 大場 忠勝  
9番 大橋 芳信 10番 大浦 清貴  
11番 山崎 巖 12番 福山 英則  
13番 仲田 茂男 14番 下村 帝  
15番 北森 正誠 16番 渡辺 正志  
17番 金田 修一 18番 長谷 幹夫  
19番 金木 洋子 21番 五十嵐英夫  
22番 中井 義則
4. 欠席委員 なし
5. 議 題 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ  
いて  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定  
による農用地利用集積計画の決定について  
議案第6号 農地法第3条の規定による競売買受適格証明書  
の交付について  
報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による受理につ  
いて  
報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第  
1項第7号の規定による受理について  
報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知  
について  
報告事項第4号 農地法第3条の規定による許可の取消しに  
ついて

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は24名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和3年度第1回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。3番西田委員、4番田中委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は7件で、申請面積は11,739.61㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

2番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

3番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

4番と5番は譲受人が同じであります。

ともに、労働力不足により所有権を移転するものです。

6番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

7番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は4ページから6ページまでです。今回5条のみで6件、面積は3,016㎡です。申請内容についてご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

5ページの5条申請1番は、資材置場の拡張(業務用車両置場)を整備する計画です。現在、業務用車両については、本社前の道路に一旦停めて従業員の車と入れ替えて駐車しており、安全面にも支障があることから、既存資材置場の横に、新たに業務用車両置場を設けられたいものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

2番は農家住宅を建築する計画であります。今後、農業を継ぐこと、また実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

3番は一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家前の申請地を選定されたものです。申請地は土地改良事業実施区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4番は一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助

のため実家に可能な限り近い申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5番は資材置場及び通路で施工済であります。申請法人は、土木工事、建築工事業等を営んでおり、ニーズに応じた仕事に対応できるよう資材の在庫を確保するため、保管場所として、隣接する家屋と合わせて申請地を取得するものです。申請地は昭和30年代からすでに通路として利用されていたことから始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

6番は共同住宅を建築する計画であります。申請地近郊は住宅に対する需要が急速に進み、数年で4棟の共同住宅が建設されているが、既に満室状態であり、新たな需要が見込めるため申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、住宅が連たんしている区域に近接し、市街地化が見込まれる第2種農地で、許可基準は「代替可能性なし」を適用しています。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、14ページ51番は●●委員が代表を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、7ページから24ページです。

今回は145件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が33件、3～5年が19件、6～9年が9件、10年が84件です。設定面積は、830,133.25㎡です。

9ページ1番から14ページ45番までは、農地中間管理機構を通すものであります。14ページ46番から24ページ141番が相対であります。

今月は新規農家が1件あります

19ページの92番から21ページ119番は、これまで30年程の耕作経験のある営農組合が、今回初めて約16haを設定するものです。作物は、麦、大豆の耕作を行うものであります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画について、51番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、51番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、51番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会長 それでは、51番について、ご意見、ご質問等があれば承りた

いと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、51番について、異議はないものといたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第6号農地法第3条の規定による競売参加買受適格証明書の交付について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第6号農地法第3条の規定による競売買受適格証明書の交付についてご説明いたします。議案書は25ページです。

富山地方裁判所による競売物件で、入札期間は令和3年5月6日から13日で、売却決定日時は令和3年6月17日午前9時40分となっております。

証明書交付基準ですが、3条許可基準と同様で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、願出書類においては各要件を満たしています。

会 長 現地確認について、前農業委員が担当でありましたので、事前に報告を受けている事務局から説明をお願いします。

(事務局から問題ない旨の報告あり)

会 長 ただ今の競売参加買受適格証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。また、当該証明書の交付を受けた者が落札し、農地法第3条の許可申請を提出した場合、農業委員会長の専決処分で許可することの承認についても、併せて諮りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、競売参加買受適格証明書の交付について、願出どおり証明すること、また当該証明書の交付を受けた者が落札し、農地法第3条の許可申請を提出した場合、農業委員会長の専決処分で許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、願出どおり証明することといたします。また、当該証明書の交付を受けた者が落札し、農地法第3条の許可申請を提出した場合、農業委員会長の専決処分で許可することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第4号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第1号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は26ページから29ページです。  
今回の受理件数は15件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第2号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは30ページから37ページまでです。

今回の受理件数は、4条が3件、5条が13件、合わせて16件、面積は合わせて19,296.07㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

なお、事業面積が1000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、37ページ5条の12番です。

報告事項第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、38ページから

52ページです。

解約件数は47件で、解約面積は256,636.27㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第4号農地法第3条の規定による許可の取消しについてご報告いたします。議案書は53ページです。

1番について、昭和年62年11月13日付けで許可しましたが、5条申請予定のため、取り消したものです。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。